政令第　　号

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第二項の」を「第二項及び第三項の」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

３　都府県道の改築で離島振興法第四条第一項の離島振興計画に基づいて行われるもの（前項第三号又は第四号に該当するものに限る。）のうち、第一項に規定するもの、土地区画整理事業に係るもの、少額改築、特例舗装並びに前条第一項第二号及び第五号に掲げるもの以外のものに要する費用について法第二条の政令で定める国の補助の割合は、前項の規定にかかわらず、十分の六以内とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令による改正後の道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第二条第三項の規定は、令和二年度以降の年度の予算に係る国の補助について適用し、令和元年度以前の年度の予算に係る国の補助で令和二年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

（奄美群島振興開発特別措置法施行令の一部改正）

第三条　奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一道路の項中「第二条第四項」を「第二条第五項」に、「第二条第三項」を「第二条第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

（後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令等の一部改正）

第四条　次に掲げる政令の規定中「第二条第三項」を「第二条第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項

」に改める。

一　後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令（昭和三十六年政令第二百五十八号）第一条第一号チ

二　水源地域対策特別措置法施行令（昭和四十九年政令第二十七号）第四条第五項

三　明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令（昭和五十五年政令第百五十六号）第三条第一号及び第五条第二号

四　北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百五十二号）第四条第一号

（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正）

第五条　沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五の項中「第二条第四項」を「第二条第五項」に、「第二条第三項に」を「第二条第四項に」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

理　由

離島振興計画に基づいて行われる一定の都府県道の改築に関する国の補助の割合の特例を定める必要があるからである。